

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

	指名停止措置業者名	住所	備考
①	根崎解体工事株式会社	小美玉市栗又四ケ2087	2-010158

2. 指名停止措置期間

令和5年7月11日 から 令和5年8月10日 1箇月間

3. 指名停止措置の適用範囲

石岡市が発注する建設工事

4. 事実概要

根崎解体工事（株）及び同社の使用人は、日立市内の貸店舗建物解体工事において、令和4年3月3日、高さ5メートル以上のコンクリート造の工作物の解体作業等を労働者に行わせるに当たり、同人の使用する要求性能墜落制止用器具等の点検を行わなかったとして、労働安全衛生法違反により、石岡簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、令和5年5月2日、その刑が確定した。

5. 指名停止理由

上記事実は、「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」別表第2第15号（1）に該当すると認められる。

参考

○「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」（抜粋）

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第一及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。 (1) 業務に関し、法令に違反したとき。 (2), (3) (略)	当該認定をした日から 1月以上9月以内